

○「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」改正（案）

新	旧
<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1. 目的 本事業は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。</p> <p>2. 実施主体 介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）の実施主体は、都道府県とする。 なお、試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）を厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下、「登録試験問題作成機関」という。）に委託することができる。また、都道府県知事は試験の実施に関する事務のうち、試験問題作成事務以外の事務について、都道府県知事が指定する法人（以下「指定試験実施機関」という。）に行わせることができる。</p> <p>3. 対象者 (1) 対象者 <u>ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とする。</u></p> <p>ア. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。</p> <p>イ. 別に定める相談援助に従事する者（別紙1）が、当該業務に従事した期間</p>	<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1. 目的 本事業は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。</p> <p>2. 実施主体 介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）の実施主体は、都道府県とする。 なお、試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）を厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下、「登録試験問題作成機関」という。）に委託することができる。また、都道府県知事は試験の実施に関する事務のうち、試験問題作成事務以外の事務について、都道府県知事が指定する法人（以下「指定試験実施機関」という。）に行わせることができる。</p> <p>3. 対象者 (1) 対象者 <u>ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者並びにエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上である者とする。</u></p> <p>ア. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。</p> <p>イ. 別に定める相談援助に従事する者（別紙1）が、当該業務に従事した期間 なお、別紙1中「主として」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の</p>

ウ. 削除

エ. 削除

(2) 対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、(1)に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれないこと。

4. 実務経験

(1) 実務経験の確認方法

ア. 実務経験の確認方法については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書(別紙2)により確認を行うこととする。

なお、実務経験証明書は受験申込書に添えて提出することとし、見込証明となる者については、改めて実務経験証明書を提出させ確認すること。

また、この実務経験証明書が試験実施者が定める期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効とすること。

イ. 3の(1)のアの国家資格者等については免許等の写しを実務経験証明書に添付すること。

ウ. 削除

本来業務として明確に位置づけられていることを指すものである。

ウ. 別に定める介護等の業務に従事する者(別紙2)であって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するもの又は介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修に相当する研修を修了したもの(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号(以下「改正省令」という。))附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者を含む。以下同じ。)(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。))が、当該介護等の業務に従事した期間。

なお、別紙2中「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものである。

エ. 別に定める介護等の業務に従事する者(別紙2)であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間

(2) 対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、(1)に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれないこと。

4. 実務経験

(1) 実務経験の確認方法

ア. 実務経験の確認方法については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書(別紙3)により確認を行うこととする。

なお、実務経験証明書は受験申込書に添えて提出することとし、見込証明となる者については、改めて実務経験証明書を提出させ確認すること。

また、この実務経験証明書が試験実施者が定める期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効とすること。

イ. 3の(1)のアの国家資格者等については免許等の写しを実務経験証明書に添付すること。

ウ. 3の(1)のイの別紙1の3、4及び3の(1)のウの別紙2の者については、社会福祉主事任用資格等の取得等が確認できる書類を実務経験証明書に添付すること。